

# 特記仕様書（管水路工）

三 次 市

## 第1章 総 則

### 第1条 適 用

1. この仕様書は、工事施工の適正を期するための仕様書であり、広島県土木工事共通仕様書に優先するものとする。
2. 工事施工にあたっては、設計図面・工事請負契約書及び、広島県土木工事共通仕様書、建設工事執行規則に準拠するほかこの特記仕様書に定めるものとする。

### 第2条 協 議

1. 設計図面・契約書及び工事現場で不明なこと、計画設計内容等に変更が起きた場合は、直ちに監督員と協議すること。
2. 工事の内容及び工法等について、関係者及び地元役員から変更の申し入れがあった時は必ず監督員に報告し、協議決定してからでないとは変更してはならない。

### 第3条 諸 手 続

1. 工事着手に先立ち、他省庁管理施設（道路・河川・鉄道・電柱・その他公共施設）に関する工事で発注者が認可申請をするもの以外で工事施工に伴う申請（警察署・消防署・漁協等）及び協議を行い、その許可条件を順守すること。
2. 文化財指定周辺の工事は関係者（県教育事務所・市町教育委員）立会いのもと、指示に従って施工すること。

### 第4条 そ の 他

1. 工事施工にあたっては、第三者に迷惑を及ぼさないよう細心の注意をし、工事用重機械及び諸資材の搬出入等で既設道路・水道管・護岸・電柱・家屋等に損傷を与えた場合は受注者の責任において、速やかに管理者等と協議をして必要な処理をすること。
2. 工事施工にあたっては、土木工事安全施行技術指針・保安施設設置基準・公衆衛生等に関する諸法規を順守して現場管理を行うこと。  
特に豪雨、出水その他天災に対しては、気象予報に十分注意をして、特にこれらに対処できる準備をしておき、災害の防止に努めなければならない。
3. 設計図面及び仕様書に表示してある寸法はすべて仕上がり寸法である。

## 第2章 材 料

### 第1条 二次製品

1. 設計図面及び仕様書に特定の製品名及び製造業者名を表示していない場合は、JIS製品・JWWA製品、または監督員が認める同等以上の製品であること。
2. 上記規格にないものは、あらかじめ見本及び承認図を提出し、監督員の承認を得ること。

### 第2条 コンクリート

1. 生コンクリートは高炉セメントB種を使用するものとし、JIS指定工場で生産されたコンクリートを原則とするがこれによらない場合は監督員の承認を得ること。

示方配合は次のとおりとする。

用 途	粗骨材の最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	設計基準強度 N/mm <sup>2</sup>	水セメント比 W/C
無筋構造物	40	8	18	60 以下
一般鉄筋構造物	20	8	21	55 〃
均しコンクリート	40	8	18	60 〃

## 第3章 工事施工

### 第1条 準備工

1. 本工事の開始前に発注者及び地元役員に着手連絡し、工事の早期着工を心掛けること。
2. 工事施工に先立ち、測量杭の確認・控杭の設置・仮水準点の設置をし、工事作業員及び監督員がこれを確認できるようにしておく。また、工事中の保存にも注意し破損した場合は直ちに再設置しなければならない。
3. 工事着工にあたって工事区域内たん水箇所・湧水等を調査し、区域内に水が溜まらないよう排水路・暗渠など設け区域外に排水し、良好な状態で工事が出来るようにすること。
4. 工事に必要な各種の標識は、その位置を決定し工事着工前に設置すること。
5. 工事施工上危険と考えられる箇所には、防護柵などの危険防止施設を設置すること。

### 第2条 一般施工

1. 工事施工中は不慮の災害（水害・火災・急病等）に対応できるように地区内既設道路・計画道路・連絡道路が通行に支障を及ぼさないように、工事施工計画を立て、更には、道路の維持管理にも注意をすること。
2. 重機械の作業にあたっては、土工計画の内容を熟知して、作業工程、施工機械の組合せに注意し施工可能な工種と作業待ちを必要とする工種を区分して無理のないよう工程を立てること。
3. コンクリート二次製品の小運搬は、重機による運搬は行わないこと。
4. 河川汚濁防止の措置としてまた内水面漁業の資源保護のため、工事施工にあたっては十分注意をすること。
5. ダンプトラックによる土砂運搬（工事現場内は除く）はシート掛けをし、道路運行の危険防止に努めること。
6. 残土処分をする場所が指定してある場合の変更及び指定していない場合の位置については、監督員に届出をすること。なお、残土処分をした土砂が降雨等により流出し、周辺から苦情が出ないよう管理をすること。

### 第3条 土工

1. 表土剥取り土は、盛土及び埋戻しに流用してはならない。
2. 掘削は過掘りをしないよう十分注意し、人力により床均しをする。なお、誤って過掘をした場合は、土砂で埋戻すのではなくコンクリート（18N/mm<sup>2</sup>）により埋戻すこと。
3. 掘削法面の浮石・転石等は入念に除去し事故のないよう注意をすること。
4. 切土面の土質が計画と異なった場合、法面の勾配・小段の位置・法止め構造物の位置及び形状の変更を指示することがある。

#### 第4条 コンクリート

1. コンクリートの打設は湧水・雨が降っている時はしてはならない。
2. 打継目が出ないように十分締固め、コンクリート表面の清掃をすること。
3. 打継目は漏水の原因となりやすいので水密構造物においてはなるべくコンクリートを連続して打ち込み打継目を避ける。なお、打継目を設ける必要がある場合は水平継目とする。

#### 第5条 盛土工

1. 盛土断面に極端な勾配、凸凹がある場合は盛土に先がけてできるだけ平坦にかき均し均一な仕上がりとなるようにする。
2. 1回の盛土の撒き出しは、仕上り厚は30cmとし必要な密度が得られるように転圧すること。
3. 盛土の高敷きは極力さげ、スベリを防止するため段切りを行うこと。
4. 切土部から盛土部へ変わる箇所で施工中水溜りが出来る所には暗渠を設け排水に注意すること。
5. 構造物が十分に強度を発揮しないうちに盛土を行って土圧を与えてはならない。

#### 第6条 養生

1. コンクリートは打ち込み後、低温・急激な温度変化・乾燥・荷重・衝撃等の有害な影響を受けないよう十分に注意し養生しなければならない。
2. コンクリートの養生は散水・水張り・ぬれむしろ・湿砂・膜養生等で行い少なくとも7日以上湿潤状態に保つこと。

#### 第7条 配管工事

1. 配管材料について
  - (1) 管及び弁類等の配管材料は、設計図書に品質規格を指定された物及び日本水道協会規格(JWWA)の検査に合格したものとし、監督員に承認を得なければならない。
    - ① 水道用GX形ダクタイル鋳鉄管
      - ・直管はS種管を使用する。
      - ・切管はS種管を使用する(切管用挿しロリングを使用する場合は1種管を使用する)。
2. 材料の搬入
  - (1) 受注者は、工事に使用する材料について、工程表に基づき、工事の施工に支障のないように搬入しなければならない。
  - (2) 管弁類等の積み下ろしにあたってはクレーン付トラック等を使用し、ナイロンスリーブなどの管に損傷を与えない吊り具で行わなければならない。
3. 現場発生品
  - (1) 受注者は、工事施工に伴い生じた現場発生品(切管・撤去管等)については、数量品目等を確認し、監督員に報告のうえ廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守し、受注者の責任において適切に処理しなければならない。

#### 4. GX形ダクタイトイル鋳鉄管の施工について

##### (1) 適用すべき諸基準

GXダクタイトイル鉄管接合要領書（日本ダクタイトイル鉄管協会）

##### (2) 技能士（専門技術者）

GX形ダクタイトイル鋳鉄管の配管従事者は、（公社）日本水道協会の小口径管講習会（講習会Ⅰ）を2014年（平成26年）4月1日以降に修了して「配水管技能者登録証（一般継手・耐震継手）」を取得した者、または（一社）日本ダクタイトイル鉄管協会のJDPA継手接合研修会（耐震管φ450以下）を受講して、「JDPA 継手接合研修会受講証（耐震管φ450以下）」を取得した者とする。

##### (3) 管の据付け

管の据付けに先立ち管体検査を十分に行い、亀裂その他の欠陥のないことを確認しなければならない。また、原則として低所から高所に向けて行い、受け口は高所に向けて配管しなければならない。

管を据え付ける場合は、管体の表示記号等により管の形状・寸法等を確認しなければならない。また、ダクタイトイル鋳鉄管の場合は、受け口部分の呼び径・年号を上に向けて据え付けなければならない。

管の据付けに当たっては、管内部を十分清掃し、水平器、型板、水糸等を用いて中心線及び高低を確認しなければならない。また、直管を据え付ける場合は、一定以上の角度で接合してはならない。

管が既設埋設物と交差する場合は、30cm以上の離隔をとらなければならない。また、管に影響を与えないように床面を仕上げ、必要に応じて砂または枕木等の措置を講じなければならない。

一日の敷設作業完了後は、管内に土砂、汚水等が流入しないように管の末端を塞がなければならない。また、管内には、ウエス、工具等を置き忘れないように注意しなければならない。

##### (4) 管の接合

GX形ダクタイトイル鋳鉄管の接合は、技能士（専門技術者）が行わなければならない。また、日本ダクタイトイル鉄管協会発行の、GXダクタイトイル鉄管接合要領書を理解し、接合時はチェックゲージとともに、現場に携帯していなければならない。

#### 5. 水圧試験

(1) 配管工事完了後、管の充水・洗管を行い、水圧試験を行う。この試験水圧並びに保持時間、試験結果の良否の判定要項は監督員が指示する。

#### 第8条 跡片付け

1. 丁張・測量杭等の撤去は法面をいためないようにする。
2. 材料置場・仮設物・標識などは速やかに撤去し原形に復すこと。
3. 工事区域内に飛散した雑物は処分清掃すること。

## 第9条 その他

### 1. ダンプカー協会加入者の優先使用について

(1) この契約に係る工事の施工に当たってダンプカー協会の設立，加入等の状況に応じてダンプカー協会加入者を優先的に使用するようつとめること。

### 2. ダンプトラック等による過積載の防止について

(1) 工事用資機材の積載超過のないようにすること。

(2) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。

### 3. 建設工事に係る暴力団による工事妨害について

(1) 暴力団から工事妨害の被害を受けた場合は，その旨を直ちに報告するとともに被害届けを速やかに警察へ提出すること。

(2) 警察から被害届受理証明書が交付され，かつ工程の調整を行ったにもかかわらず工期に遅れが生ずるおそれがある場合は，建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第21条の規定による工期延長申請書に当該証明書を添付して提出すること。

## 第10条 廃棄物の処分について

本工事における再資源化に要する施設・費用（運搬費を含む処分費）は，各々の施設のうち受入条件が合うものの中から，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。

#### 第4章 諸経費の取扱いについて

この工事の請負人が入札時に三次市が指定していた工事（以下「指定工事」という。）の請負人であるときは、この工事に係る諸経費の額と指定工事に係る諸経費の額との合計が両工事の総設計額の合計により定まる率によって算定した諸経費の額となるよう、この工事及び指定工事の一方又は両方に係る諸経費の額を調整し、当該工事の請負代金額を変更する。